

座間市奨学金制度のお知らせ

市では、経済的な理由により学校教育法に規定する高等学校課程（通信教育を除く）又は高等専門学校課程（※1）の修学が困難な方を対象に、修学を奨励するための奨学金を貸与しています。

1 貸与資格

次のすべての資格を有する方

- (1) 座間市内に居住し、市立中学校を良好な成績で卒業できる見込みの方
- (2) 健康で品行方正な方
- (3) 日本学生支援機構、又は他の公共団体から奨学金等を貸与される見込みのない方

2 奨学金の貸与額

- (1) 公立高校等進学者 10万円以内（無利子）
- (2) 私立高校等進学者 20万円以内（無利子）



3 返還方法 高校等卒業1年経過後から3年以内に、月賦又は年賦により返還

4 提出書類 ((1)及び(2)の書類は、各中学校及び下記問い合わせ先に用意してあります。)

- (1) 奨学生願書（第1号様式）
座間市内に居住する2名の保証人（親権者又は後見人1名及び独立の生計を営む成年の方1名）が必要です。
- (2) 家庭状況調書（第2号様式）
- (3) 令和7年度 市民税・県民税課税（非課税）証明書（世帯で所得のある方全員）
- (4) 住民票の写し（本人のみ）
- (5) 合格通知書（原本。複写後、返却します。）

5 申請期限 令和8年1月15日（木）から令和8年3月2日（月）

※試験日程によって申請期限に間に合わない場合は、就学支援課に御相談ください。

6 申請先 各中学校又は下記事務担当

7 その他 採否については、3月中旬に申請者へ通知します。

※1 「高等専門学校」については、文部科学省のホームページ内に「国公私立高等専門学校」のページがありますので、御覧ください。

【事務担当】

座間市緑ヶ丘1丁目1番1号 座間市役所5階
座間市教育委員会 就学支援課就学支援係
TEL (046) 252-8739